

2020年8月11日

株主および債権者各位

合併公告

大阪市北区中之島三丁目3番23号
イソライト工業株式会社
代表取締役 飯田 栄司

当社は、2020年10月1日を効力発生日（以下、「本効力発生日」といいます。）として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社ITM（本店所在地：千葉県香取郡神崎町武田20番地8）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決定しました。

これにより、本効力発生日をもって当社が株式会社ITMの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ITMは解散することとなりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法795条第1項に定める株主総会の承認決議を経ずに本合併を決定しております。

また、当社は株式会社ITMの全株式を所有しておりますので、本合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項に基づき、この合併に対し反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。
2. 本合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（当社）

金融商品取引法による有価証券報告書を提出しています。

（株式会社ITM）

掲 載 紙 官 報

掲載の日付 令和2年7月 3日

掲載頁 131頁（号外139号）